

人材投資促進減税

本年度の税制改正において、数少ない減税項目の目玉として創設された人材投資促進減税についてご紹介します。これは、企業が社員教育に力をいれることにより、一定の金額を減税するというものです。企業の成長につながる優秀な人材育成の効果が期待されています。

1. 減税額の内容

いずれも、当期の教育訓練費が、過去2年間の平均額より増加することが前提です。

(1)基本制度

(当期の教育訓練費-過去2年間の教育訓練費の平均額) × 25%(所得税又は法人税額の10%限度)を税額控除する。地方税は適用なし。

(2)中小企業(資本金1億円以下など)の特例

当期の教育訓練費 × 過去2年間の平均額と比較しての増加率の1/2(最高20%、所得税又は法人税額の10%限度)を税額控除する。地方税においても適用あり。

中小企業の場合(1)と(2)のいずれか有利な方を選択できます。

2. 対象となる教育訓練費とは

講師料：社外の講師・指導員等に支払う講師料・指導員料・旅費等

教材費：研修用の教材やプログラムなどの購入費用

外部施設使用料：研修を行うために使用する外部の施設・設備の借上料、利用料

研修委託費：講師、教材等を含め研修全体を外部の教育機関へ委託する場合の費用

研修参加費：業務上必要と認められる、外部の者が行う研修等の受講料など

但し、次のものは対象外になります。

- ・使用人に対する教育訓練費に限られ、役員やその親族等に対するものは対象外。
- ・教育関連費用に直接対応する助成金や補助金を受けた場合は、その金額は対象外。
- ・教育訓練等に使用する施設・設備については、賃借料のみ対象となり、取得費や減価償却費(10万円未満の少額減価償却費を除く)は対象外。
- ・教育訓練等の実施場所への旅費・交通費は対象外。
- ・自社社員が講師等である場合の、講師等の人件費などは対象外。

3. 対象年度

法人(青色申告)：平成17年4月～平成20年3月間に開始する事業年度(原則3年間)

個人(青色申告)：平成18年～平成20年の3年間

新規設立の場合は、初年度は適用されず、2期目からの適用となります。

4. 税額控除額の計算事例

(前提条件) 中小法人、当期の教育訓練費150万円、直前2期の平均額100万円

(1)基本制度の場合

増加額 150万円-100万円 = 50万円

法人税控除額 50万円 × 25% = 125,000円

地方税の控除なし

(2)中小企業の特例

増加率 (150万円-100万円) ÷ 100万円 = 50%

50% × 1/2 = 25% > 20% 20%(最高限度)

法人税控除 150万円 × 20% = 300,000円

地方税控除 30万円 × 17.3% = 51,900円

合計税額控除 300,000円 + 51,900円 = 351,900万円

(2)の方が226,900円有利

上記は現行税制に基づき適用されるもので、詳細な適用要件が必要です。実施に当たっては専門家にご相談の上、ご自身の責任で実施いただきますようお願いいたします。

大阪市天王寺区堂ヶ芝1丁目11番16号桃陽ビル202号 西野会計事務所

TEL 06-6774-8282 FAX 06-6774-8281

E-mail : nishikai@kiu.biglobe.ne.jp

URL : <http://www.5a.biglobe.ne.jp/~nishino>